

岩手県職労

号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

No.2289

2014年

7月31日

心と体のリフレッシュに「5日間」の夏季休暇を有効に活用しましょう！

7.29中央行動に3000人が結集 勧告は8月7日か

「総合的見直し」今年の勧告を示唆

交渉平行線で再交渉(8月1日・4日・5日)へ

公務員連絡会は29日、人事院勧告に向けた中央行動を行うとともに、人事院古屋給与局長との交渉を行った。日比谷野外音楽堂で開催された中央集会には全国から3000人が結集、県職労からも7人が参加し、給与制度の総合的見直しの問題点等を意思統一した後、人事院前で交渉支援のシュプレヒコールを行った。

交渉では、官民較差等の具体的数値が一切示されない一方で、「総合的見直しは今年勧告する」と回答するなど不誠実な対応が続いたため、再交渉を要請し、引き



続き反対の行動を強めていくこととなった。(回答内容は以下のとおり)

勧告日は8月7日頃が予想されており、人事院勧告闘争は重大な局面を迎えている。県職労としても闘争態勢を強化しながら中央交渉への結集を続けていく。

【人事院の回答】

1. 勧告日

春闘期、勧告期の要求や給与制度の総合的見直しに関して皆さんから伺ったご意見も踏まえ、例年とおおむね同様の日程を念頭に置いて、作業を進めているところである。

2. 官民較差について

民間企業における春季賃金改定状況についてみると、大手の自動車、電機等を中心にベア回答が行われた一方で、業種、企業等によるバラツキもみられ、現時点で発表されている各種調査結果を見ると定昇分を含む賃上げ率は、前年比でプラス。最終的に較差がどうなるか注目している。

一時金について、昨年冬のボーナスについては前年比プラスの結果。本年夏のボーナスについても、自動車、電機等の製造業を中心に伸びている傾向にあるが、一時金についても現在集計中。

3. 給与制度の総合的見直しについて

○ 俸給表の見直し

(1) 行政職俸給表（一）の改定について

ア 民間賃金の低い地域（都道府県別の平均賃金が低い方から12県）における官民の給与差を踏まえて、俸給水準を引き下げる。

イ 各職務の級・号俸について、俸給表水準の引下げ率と同率で引下げを行うことを基本とする。ただし、世代間の給与配分の適正化を図るため、次のような調整を行う。

(ア) 1級及び2級の初任給に係る号俸は引下げを行わない。

(イ) 50歳台後半層の職員が多く在職する高位号俸の引下げ率は、50歳台後半層の官民の給与差を考慮して設定する。その際には40歳台、50歳台前半層までの職員の給与水準に与える影響にも留意する。級構成の再編は行わない。

(2) 行政職俸給表（一）以外の俸給表（医療職俸給表（一）を除く。）について次のとおり改定を行う。

ア 行政職俸給表（一）以外の俸給表については、行政職俸給表（一）との均衡を基本とし、各俸給表における50歳台後半層の職員の在職実態等にも留意して見直しを行う。

イ 行政職俸給表（二）については、引き続き検討する。

○ 地域手当の見直し

(1) 俸給水準の引下げに伴い、7級地（3%）を新設する。

(2) 各級地区分の支給割合は、次のとおり設定する。

ア 1級地（東京都特別区）及び2級地の支給割合については、俸給水準の引下げ幅、他の級地の支給割合とのバランス等を考慮して設定（新たな率の設定）する。

イ 3級地以下の支給割合については、現行の支給割合を基本に設定する。

各級地の指定基準については、俸給水準の引下げ幅を踏まえた修正を行う。

(3) 支給地域の指定に用いている「賃金構造基本統計調査」のデータを平成15年～平成24年の10年分に更新し、これに基づき支給地域の見直しを行う。

これに伴う下位の級地区分への変更は1段階までとする。上位の級地区分への変更についても同様に1段階までとする。

○ 諸手当の見直し

単身赴任手当、異動した場合の地域手当の取扱い等しについて引き続き検討を行う。一時金の支給月数が引上げとなる場合には、一時金に占める勤勉手当の支給割合を拡大する。

若柳さん 見事3選果たす 花巻市議会議員選挙

7月27日に投開票が行われた花巻市議会議員選挙(定数26)において、県職労推薦候補の「若柳よしあき」さんは、1,329票を獲得し23位で見事3期目の当選を果たしました。

前回選挙から定数が8減となる厳しい選挙戦でしたが、組合員の皆様の積極的な声かけ等により勝利を掴むことができました。この間の取り組みに心より感謝申し上げます。